

令和6年度 諏訪中央病院小児産科女性病棟改修工事基本仕様書

1 工事名

令和6年度 諏訪中央病院小児産科女性病棟改修工事

2 工事概要

当院では2019年に産婦人科医の退職により一時は分娩休止の危機となったことから、助産師・看護師が「地域の基幹病院として、お産の場をなくしてはならない」と立ち上がり、近隣の総合病院と連携し、2020年より助産師主体で分娩を行う「助産院」という新たな体制をスタートさせている。

一方で、小児産科女性病棟は建設から25年以上が経過し、院内設備の老朽化が進んでおり、出産施設に医療上の安全性と施設の快適性の両方を求める現代女性のニーズに合わせ、設備等環境面の整備が望まれていることから、令和5年12月から本年1月までクラウドファンディングを実施し、その資金をもとに、昨今の妊産婦の出産環境に係る要望を汲み取り、安心して出産に臨み、産後も新生児や見舞客と快適に過ごすことのできる空間へと変更するため、ラウンジを中心に小児産科女性病棟の改修を行うものである。

3 履行期間

契約締結日から令和6年10月31日(木)まで

4 実施場所

諏訪中央病院（茅野市玉川4300番地）小児産科女性病棟

- (1) ラウンジ 24.79㎡
- (2) 病室 271号室 17.11㎡、272号室 16.63㎡、273号室 16.24㎡、274号室 16.48㎡、
275号室 15.11㎡、276号室 12.82㎡
- (3) 病室前廊下 約50㎡

5 改修の考え方

【基本事項】

ラウンジ改修を中心に、病室は壁紙のみ張替え、余剰経費がある場合はラウンジ及び病室周辺廊下の可能な範囲の美装を実施する。

(1) ラウンジ

- ・現在設置されている畳を撤去し、1フロアとしフローリング貼りとする。
- ・病棟内は下履き使用可のため、入り口部に靴の履き替えスペースを設置し休憩スペースを1段高くする構造とすること。また入り口部に靴箱を設置すること。
- ・壁紙を張替え女性のニーズにあったデザインとすること。
- ・現在使用の照明器具を撤去しLED器具を設置すること。
- ・窓部にはロールカーテンを設置し、紐は子供の手が届かない仕様とすること。

- ・壁面には映像投影用のモニターを設置しP Cを含む映像機器を接続できる仕様とすること。
- ・壁部に縦150 c m×横40 c m程度の姿見（鏡）を設置すること。
- ・壁部にクラウドファンディング寄付者の芳名板（縦45cm×横80cm）を設置できるスペースを確保すること。
- ・キッチン部のシンクは既存のものを使用するが、ラウンジ部と調和がとれるデザインとすること。
- ・ラウンジ入口部分には廊下と区別できるようスライドドアを設置すること。
- ・空調機器は現在設置のものを継続使用すること。

(2) 産科病室 6室

- ・壁紙の張替えのみ実施

(3) 廊下 約50㎡

- ・経費範囲内でのラウンジ及び産科病室前の廊下の内装変更

6 限度額

12,800,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

7 留意事項

【設計】

- ・関係法令を遵守し、必要に応じて関係官庁と協議すること。
- ・使用する材料は、使用する期間が長寿命化するよう耐久性、耐食性に優れ、ライフサイクルコストを考慮したものとする。
- ・その他疑義が生じた場合は、当院職員と協議し進めること。

【施工】

- ・病室の改修にあたっては、病室を使用できない期間が生じると想定されることから、当院職員と事前に十分協議すること。
- ・騒音や振動、粉塵等をできる限り防止するとともに、患者や新生児の健康面に影響が及ばないように可能な限り配慮した施工を行うこと。万一、患者の健康面に影響が及ぶ恐れがあると思われるときは、事前に当院職員と十分な協議を行うこと。
- ・搬入、設置等にあたり建物や設備等に損害を与えないよう、必要な措置を講じると。なお、損害を与えた場合、事業者の負担で現状復旧を行うこと。
- ・工事完了に際しては、事業対象範囲の後片付け、清掃を行うこと。また、発生した廃材等については、関係法令に従い適切に処理すること。
- ・施工にあたっては必要な記録について整理し、必要に応じて監督員の確認を受けること。
- ・施工については、特記がない限り公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）によるものとする。

【搬入経路】

- ・搬入経路については病院の指示に従い、感染症患者の入院や検査を目的とした院内動線変

更による搬入路の変更指示が発生し得ることを念頭に置き、指示があった場合は当院職員からの指示に従うこと。

- ・患者及び当院職員の安全を第一とし、当院職員と事前に協議し行うこと。
- ・工事にかかわる職員は全員毎日体調管理を行う。37度以上の発熱がある者については当該業務を控え、体調の経過観察を行うこと。
- ・院内に入る際は、必ず手指消毒を行い、作業中も感染防止に努める。また、作業員の中に感染者が出た場合は、早急に当院事務職員に報告を行うこと。